

健康・健康相談

生活習慣相談

健康推進課

健診の結果が気になる人や、食事、運動などの日常の過ごし方が気になる人の相談に、保健師または栄養士が応じます。気軽に相談してください。
日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
場所 古川保健福祉プラザ（fプラザ）、各総合支所保健福祉課
持ち物 健診結果表（ある人のみ）
申込 事前に電話で申し込み
問 健康推進課成人保健担当 ☎23-5311または各総合支所保健福祉課

認知症高齢者の家族交流会

高齢介護課

認知症高齢者の介護をしている家族のための交流会です。
 一人で悩まずに、日ごろの不安や悩みを相談して、解決の方法をみつけましょう。
日時 12月10日(金) 10時～11時30分
場所 古川保健福祉プラザ（fプラザ）
内容 ミニ講座「認知症の人への対応」、座談会
助言者 古川地域包括支援センター主任介護支援専門員
申込 12月9日(木)まで電話で申し込み
問 高齢介護課地域支援係 ☎23-2511

こころの健康相談

健康推進課・松山総合支所

こころの不安がある、お酒がやめられない、眠れない、気分が落ち込む、イライラする、家族や職場などで人間関係がうまくいかない…。
 専門家が、あなたのこころの健康づくりを応援します。
■定例相談 ※毎月第2金曜日開催
日時 12月24日(金) 10時～14時
場所 松山保健福祉センター 相談室
内容 臨床心理士による相談
申込 事前に電話で申し込み
問 健康推進課成人保健担当 ☎23-5311
■随時相談
 健康推進課、社会福祉課、各総合支所保健福祉課で、保健師が相談に応じます。電話での相談も受け付けます。
問 健康推進課成人保健担当 ☎23-5311または各総合支所保健福祉課

認知症専門相談

高齢介護課

認知症の早期発見、適切な対応方法などについての相談です。
 日ごろ気になっていることを相談してみませんか。
日時 12月21日(火) 9時30分～12時
場所 古川保健福祉プラザ（fプラザ）
内容 専門医による相談、介護指導
申込 12月14日(火)まで電話で申し込み
問 高齢介護課地域支援係 ☎23-2511

エコチル調査

健康推進課

環境省では、環境が私たちに与える影響を明らかにするため、来年1月から平成38年12月31日まで、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を行います。母子健康手帳を交付される人に、妊婦健診時の採血とアンケートへの協力をお願いします。生まれてくる赤ちゃんは、13歳まで定期的に健康状態をチェックします。
問 東北大学・エコチル調査宮城ユニットセンター ☎022-717-7577
 健康推進課保健・地域医療担当 ☎23-5311

自殺対策シンポジウム

社会福祉課

地域ぐるみの自殺防止体制確立のため、シンポジウムを開催します。
日時 12月26日(水) 10時～12時15分（受付9時～）
場所 パレットおおさき
内容 講演：自殺防止のため、地域ネットワークの構築を 講師：仙台弁護士会 会長 新里 宏二 氏 パネルディスカッション：地域で守ろう・尊いいのち
申込 12月17日(金)まで電話、ファクスまたはEメールで申し込み
問 社会福祉課地域福祉係 ☎23-6012 ☎22-9047 Eメール shafuku@city.osakimiyagi.jp

保健福祉事務所・定例相談

県北部保健福祉事務所

■思春期・青年期のひきこもり相談
日時 12月20日(水) 13時～16時
場所 県北部保健福祉事務所（大崎合同庁舎）
内容 臨床心理士による相談
対象 自宅にひきこもっている思春期・青年期の人およびその家族
申込 事前に電話で申し込み

■精神保健福祉相談

日時 12月10日(金) 13時30分～
場所 県北部保健福祉事務所（大崎合同庁舎）
内容 精神科医師などによる相談
対象 イライラ、眠れない、気持ちが沈むなどの問題で悩んでいる人、精神科医療機関への受診を迷っている人やその家族
申込 事前に電話で申し込み
問 県北部保健福祉事務所障害者支援班 ☎87-8011

相談

休日・夜間納税相談

納税課

市では、事業の休・廃止や失業、病気などの事情で、市税を納期限内に納めることができない人のために納税相談を実施しています。
 12月は開庁時間内に来庁できない人でも相談できるように、夜間・休日も相談窓口を開設します。
◆休日：12月12日(水) 9時～13時
◆夜間：毎週火曜日と木曜日19時まで（ただし23日(木)、28日(火)、30日(木)は除く）
問 納税課滞納整理担当 ☎23-5148

ワンストップ・サービス・デイ

商工振興課

就職相談、職業訓練相談、生活保護相談、住居相談、子育て相談、心の相談、人権相談、多重債務相談など、各種相談を1カ所で行う「ワンストップ・サービス・デイ」を開催します。
 ただし、相談のみで各種申請などの手続きは行いません。

日時 12月12日(水) 10時～16時
場所 ハローワーク古川
対象 市内在住の求職中の人で、仕事や生活全般についての相談をしたい人
問 ハローワーク古川 ☎22-2305

進学や就職などの総合相談

商工振興課

不登校、ひきこもり、対人関係や進路などの悩みに、相談員が訪問して相談に応じます。
 一人で悩まずに、気軽にご相談ください。
日時 月曜日～金曜日 10時～16時
場所 相談者の自宅や学校（協力が得られる場合のみ）など
対象 高校在学中・高校中退・高校卒業後おおむね1年以内の人で進路が決まっていない人
料金 無料
申込 事前に電話で予約
問 みやぎ北若者サポートステーション ☎21-7022

男女共同参画相談

男女共同参画相談室

夫婦および家庭の問題、夫やパートナーからの暴力、職場での問題などについて、相談員やカウンセラーが相談に応じます。一人で悩まずに、気軽にご相談ください。
 予約が必要な相談は、相談日の2日前までに予約してください。

■フェミニストカウンセリング（要予約）

日程	時間	場所
8日(火)	10:30～16:30	古川駅前 ふるさとプラザ
22日(火)		

■移動相談（要予約）

日程	時間	場所
1日(火)	10:00～15:00	鹿島台公民館 中会議室
15日(火)		松山青少年交流館 青少年サロン

■随時相談・電話相談

時間 月～金曜日 9時～16時
場所 古川駅前ふるさとプラザ2階
問 男女共同参画相談室 ☎24-3950

◆人権相談・行政相談

地域	日程	時間	場 所	区分
古 川	9日(木)	10:00～15:00	古川駅前 ふるさとプラザ	人権
	9日(木)	13:00～16:00		行政
	16日(木)	13:00～16:00		人権・行政
松 山	14日(火)	10:00～15:00	松山保健福祉センター	人権
	28日(火)	13:00～16:00		行政
三本木	1日(火)	10:00～15:00	三本木総合支所	行政
	8日(火)			人権
鹿島台	8日(火)	10:00～15:00	鹿島台公民館	人権
	14日(火)		鹿島台総合支所	行政
岩出山	17日(金)	9:00～12:00 10:00～15:00	岩出山 総合支所	行政
				人権
鳴子温泉	3日(金)	10:00～15:00	鳴子公民館	人権
	24日(金)	13:00～15:00		行政
田 尻	1日(火)	10:00～15:00	田尻老人福祉センター	人権
	16日(木)	9:00～11:00		行政

問 市政情報課市民相談係 ☎23-9125
問 各総合支所総務課
 松 山 ☎55-2111 三本木 ☎52-5830
 鹿島台 ☎56-7111 岩出山 ☎72-1211
 鳴 子 ☎82-2191 田 尻 ☎39-1111

◆市民相談・消費生活相談（常設相談）

日程	時間	場所
月～金曜日	9:00～16:00	市政情報課 (市役所東庁舎1階)

問 市政情報課市民相談係 ☎23-9125

◆移動消費生活相談

日程	時間	場所
15日(火)	14:00～16:00	岩出山総合支所

申込 12月13日(水)まで

問 市政情報課市民相談係 ☎23-9125

◆多重債務無料法律相談

弁護士による無料法律相談。1人当たりの面接時間は約30分です。事前に必要事項の聞き取りを行います。

日程	時間	場所
① 9日(木)	13:00～16:00	消費生活センター (市役所東庁舎1階)
② 24日(金)		

申込 ①12月6日(水)まで②12月20日(金)まで

問 市政情報課市民相談係 ☎21-7321

◆司法書士による相談会

日程	時間	場所
10日(金)	13:00～16:00	岩出山総合支所

申込 12月9日(木)まで

問 宮城県司法書士会 ☎022-263-6755

■定員のある募集記事で特に記載のない場合、申し込みは12月1日(水)から先着順で受け付けます。対象は、市民または市内に勤務している人です。

国民健康保険の手続き Q & A

国民健康保険に関する手続きについてお答えします。世帯構成や収入などにより異なる場合がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

問 保険給付課 ☎23-6051

◆Q 1 勤務先の健康保険に加入したばかりで保険証がまだ交付されません。現在持っている国民健康保険証で受診してもよいでしょうか。

A 1 勤務先の健康保険に加入した場合は、国民健康保険証は使えませんが、勤務先の担当者にお問い合わせください。国民健康保険の資格がないのに保険証を使ってしまった場合は、総医療費の7割（または9割）をあとで返してもらいます。

◆Q 2 50歳の私はパート勤務で年収が約80万円ほどです。現在、国民健康保険に加入していますが息子が加入している健康保険の扶養家族に入ることができますか。夫はすでに他界しています。

A 2 息子さんの収入で生計を立てていて、お母さんの年収が130万円未満（60歳以上や障害のある人は180万円未満）の場合、扶養家族に認められる場合があります。ただし、お母さんの年収が息子さんの2分の1未満の場合に限られます。（後期高齢者医療加入者は除く）

※勤務先の健康保険に加入した場合は、市民課または各総合支所市民税務課へすみやかに届出をしてください。

